

## 趣 意 書

1999年7月

1988年の精神保健法の施行以来、10年余のあいだに精神医療とその近接領域は大きく変わりました。入院医療から地域医療が重視されるようになり、当事者の地域生活を支援する制度が大きく成長しました。

WHO（世界保健機構）から派遣されたクラーク医師が、わが国の精神医療の状況を調査し、地域精神衛生活動に力点を移すべきであると勧告したのは1968年でしたが、いま、それにこたえられる社会ができつつあります。これは、医療関係者・厚生行政関係者・家族会関係者など、多くの人々の努力の積み重ねによるものであることを忘れることはできません。

精神保健福祉の歴史を振り返り、さらに未来に想いを馳せるとき、改革発展期にあるいまこそ、さらにいくつかの課題をのりこえて、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現させたい、私たちはこのように願っています。

そのためには、第一に精神保健サービスを利用する人々（ユーザー）自身がまず安心して暮らせるということが大切です。ユーザーの人権が尊重され、身近でサービスを受けられ、親しい人に話すように専門家に自分の希望や願いを伝えられる、そして市民として生活していることを実感する——私たちは、そのような社会をめざして企画やサービスが整うことを望みます。

第二には、精神保健サービスに市民がかかわる機会と場を増やすことが大事です。市民がユーザーと日常的に交流し、暮らしの中で自己の深まりを体験したり、視野を広げるとき、個別的な支援という役割を越え、「ともに生きる文化」の水先案内人になるのではないのでしょうか。こういった状況を生み出すための発信地が必要であると思います。

第三に、ユーザーや市民が精神保健サービスにかかわるためには、関連情報が透明でなければなりません。そのことは関係機関に対してもよい影響を与えられと考えられます。なぜならば、情報の透明性は組織を開放的にし、ユーザーの自己決定や自由な選択を支え、やがては制度的に裏打ちされた人権保障につながるからです。

私たちは以上の思いを踏まえて、このたび市民団体「SAN Net」を設立しました。

本会の当面の目的は二つです。

一つは、本会のNPO法人（特定非営利法人）化を目指します。

二つは、ディサービス事業を開始します。そして法人化実現後、財政的基盤の確保のため、県精神障害者小規模作業所運営費補助が得られるように活動します。

「SAN Net」は、Speak out（遠慮せずにはっきり言うこと）、Advocacy（人権擁護）、Normalization（ともに生きる制度作り）の頭文字から名づけました。

生れたばかりのささやかな本会ですが、これから吹き抜きのよい運営に留意し、ユーザーと平等で協同的な関係をつくりあげるよう努力を傾けながら、目的の達成をめざして活動してまいりたいと思っております。

私たちのこのような趣旨をご理解いただき、ぜひともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い致します。